



THE USHIO FOUNDATION

筑波大学大学院奨学生のご推薦にあたって

1 候補者推薦員数

大学院数理工学物質科学研究科に在学する者【留学生含む】 推薦員数 2名
※ただし、採用員数は0～2名とする。

2 願書提出期限

平成30年6月1日（金）迄に本財団に到着するよう、ご送付ください。

3 提出書類

出願者が在学を經由して本財団に提出する書類は、次の通りです。

- (1) 奨学生願書〔本財団指定用紙を使用、身元保証人と連署。〕
- (2) 奨学生推薦書〔本財団指定用紙を使用〕
- (3) 成績証明書又は調査表（前年度の在学成績証明書。）
- (4) 住民票（発行後3ヵ月以内のもの。）ただし、留学生は在留カード（裏面に住所記載があること）裏表コピーでも可。
- (5) 経済状況報告書〔本財団指定用紙を使用〕

4 提出先

貴校から、本財団事務局宛にご提出いただきます。

〒100-8150

東京都千代田区丸の内1丁目6番5号 丸の内北口ビルディング17階

公益財団法人 ウシオ財団事務局

03-5219-6810

03-5219-6811

5 選考方法

本年度の募集校より合計27名の奨学生候補者をご推薦いただき、本財団奨学生選考委員会で受給者18名を選考し、最終的に本財団理事長が決定いたします。

なお、選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

6 応募資格

品行方正、学業優秀でありながら学費の支弁が困難な者であり、貴校の学校長（またはこれに準ずる者）の推薦を得た学生とします。（詳しくは募集要項参照）

7 奨学金の給与方法

原則として毎月一定日に、当月分を本人名義の預金口座に入金します。

以上



THE USHIO FOUNDATION

平成30年度大学院奨学生募集要項（留学生含）

公益財団法人ウシオ財団

1 趣旨

本財団の奨学金事業は、研究意欲旺盛で確固たる意志をもって学業につき、品行方正、学業優秀でありながら、経済的理由により就学が困難な学生に対して奨学資金を援助し、もって社会に有益な人材を育成することを目的とします。

2 特徴

この奨学金の特徴は次の通りです。

- (1) 奨学金は給与とし、返済の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については本人の自由とします。
- (3) 他の奨学金との併給は、原則として認めません。
(但し、独立行政法人日本学生支援機構の返済義務のある奨学金は認めます。)

3 奨学生の応募資格

本財団の奨学生となるためには、次の条件を満たす者でなければなりません。

(1) 資格

- ① 申込日現在、日本国内の大学院に在学している者。
- ② 留学生については次の(ア)から(ウ)の条件も満たすこと。
 - (ア)「留学：College Student」の資格で日本に在留している者。
 - (イ)私費留学生であること(国費留学生を除く)。
 - (ウ)留学生として日本語に支障のない者。
- ③ 品行方正、学業優秀でありながら、学費の支弁が困難な者。
- ④ 在学学校長（またはこれに準ずる者）の推薦を受けた者。

(2) 人物

健康で、向学心にとみ、行動が学生にふさわしく、将来良識ある社会人として活動できる見込みがある者。

(3) 家計

学費の支弁が困難な者。

(所得証明書等により各学校で確認してください。)

*家族の収入は、奨学生願書の家族状況年収（税込み）欄に明記ください。

(4) 学力

学業優秀にして在学学校長（またはこれに準ずる者）の推薦を受けた者。



THE USHIO FOUNDATION

(5) 家庭の教育に対する関心度

家庭、特に保護者が、本人の教育に対して十分な関心と理解を持っており、学業なかばにして不本意ながら退学するような懸念のない者。

4 採用人員

大学院生（博士課程前期、後期） 18名

5 奨学金の額と給与の方法

(1) 給与金額

大学院生 月額 12万円

(2) 給与の期間

奨学生に採用した年の4月から遡って支給し、正規の最短修業年限の終期迄。
修士課程（博士課程前期）は2年、博士課程（博士課程後期）は3年を最短修業年限の終期とします。

(3) 給与の方法

奨学金は、原則として毎月当月分を直接本人に給与します。
(毎月一定日に、本人名義の預金口座に入金します。)

6 奨学金の休止、停止又は廃止

次のような場合には、その状況に応じ、奨学金の給与を休止、停止、又は廃止することがあります。

- (1) 奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 奨学生が原級にとどまったとき、又は卒業延期の恐れが生じたとき。
- (3) 奨学生の学業成績、又は性行が不良となったとき。
- (4) 負傷、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (5) 奨学生として適当でない事実があったとき。
- (6) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (7) その他奨学生としての資格を失ったとき。

7 手 続

(1) 提出書類

- ① 奨学生願書〔本財団指定用紙に本人が記入し、身元保証人と連署。身元保証人は原則として父母兄弟等で成人を選定のこと。また、留学生は指導教授等〕
- ② 奨学生推薦書〔本財団指定用紙を使用し、在学学校長（または研究科長等これに準ずる者）の推薦を受け、指導教授が記入のこと。〕
- ③ 前年度の成績証明書（修士1年にあっては卒業大学発行の成績証明書）



THE USHIO FOUNDATION

- ④ 住民票（発行後3ヵ月以内のもの。）
ただし、留学生は在留カード（裏面に住所記載があること）裏表コピーでも可。
- ⑤ 経済状況報告書〔本財団指定用紙を使用（アルバイト・仕送り等の収入状況がわかるもの）〕

(2) 提出方法

在学校から、本財団事務局宛にご提出ください。

(3) 提出期限

平成30年6月1日（金）（本財団事務局必着）

(4) 提出先

〒100-8150

東京都千代田区丸の内1丁目6番5号

丸の内北口ビルディング17階

公益財団法人 ウシオ財団事務局

Tel 03-5219-6810 Fax 03-5219-6811

8 決定及び通知

- (1) 奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事長が行い、その結果を書面により推薦者及び本人に通知します。
- (2) 選考の経過及び決定の理由は公表致しません。

9 奨学生の義務

(1) 誓約義務

奨学生として採用された場合には、直ちに本財団所定の誓約書（別途送付）を理事長宛提出しなければなりません。

(2) 報告義務

奨学生は、毎月生活状況報告書（日本語）を、また、毎学年終了後には成績証明書を理事長宛提出する義務があります。

なお、財団から別途報告書、レポート等の提出を求められた場合は、遅滞なく納期までに提出しなければなりません。

(3) 出席義務

奨学生のために行う本財団の各行事等については積極的に参加し、奨学生間の意識の高揚、親睦に努める義務があります。

(4) 遵守義務

本財団の奨学金給与規程その他の規程を守り、本財団ならびに在学校の指示に従い、怠りなく必要な手続を行う義務があります。

以上

奨学金給与規程

公益財団法人ウシオ財団

公益財団法人ウシオ財団奨学金給与規程

第1章 総則

(奨学生の資格)

第1条 本財団の奨学生となるものは、大学院、大学または高等専門学校専攻科に在学し、学業、人物ともに優秀で、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められるものでなければならない。

(奨学生の種類と奨学金の額及び給与期間)

第2条 奨学生の種類及び奨学生に給与する奨学金の額は、次の通りとする。

高等専門学校専攻科奨学生	月額	60,000円
大学奨学生	月額	60,000円
大学院奨学生	月額	120,000円

2 前項の奨学金の給与期間は、奨学生に採用したときから、正規の最短修業年限の終期までとする。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書及び奨学生推薦書の提出)

第3条 奨学生志願者は、身元保証人と連署した本財団あての奨学生願書に在学学校長の推薦書及び在学証明書を添付して提出するものとする。

(奨学生の採用)

第4条 奨学生の採用は、奨学生選考委員会の選考を経て、理事長が決定し、その結果を在学学校長を経て、本人に通知する。

2 奨学生として採用された者は、前項の通知を受けた日から14日以内に身元保証人と連署した誓約書を理事長あて提出しなければならない。

(奨学金の交付)

第5条 奨学金は、毎月一定日に交付するものとし、特別の事情があるときは、2ヵ月以上を合わせて交付することができる。

2 奨学金の交付は、直接本人に送金して行うものとする。

(奨学金受領書の提出)

第6条 奨学金の交付を受けた奨学生は、直ちに奨学金受領書を提出しなければならない。

(学業成績及び生活状況の報告)

第7条 奨学生は、毎年度末、学業成績表及び毎月生活状況報告書を理事長あて提出しなければならない。

(異動届出)

第8条 奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。ただし、奨学生が病気その他の事由により届け出ることができないときは、身元保証人が届け出るものとする。

- (1) 休学、復学、転学、留学、留年又は退学したとき
- (2) 停学、その他の処分を受けたとき
- (3) 身元保証人を変更したとき
- (4) 本人又は身元保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき

(奨学金の休止及び停止)

第9条 奨学生が休学し又は長期にわたって欠席したときは、奨学金の交付を休止する。

2 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の交付を停止する。

(奨学金の復活)

第10条 前条の規定により奨学金の交付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の交付を復活することがある。

(奨学金の廃止)

第11条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長の意見を徴して、奨学金の交付を廃止する。

- (1) 傷い疾病などのために成業の見込みがなくなったとき
- (2) 学業成績又は性行が不良となったとき
- (3) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (4) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき
- (5) 前各号のほか、第1条に規定する奨学生としての資格を失ったとき

(奨学金の辞退)

第12条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学金の辞退を申し出ることができる。

第3章 奨学生の補導

(奨学生の補導)

第13条 奨学生の資質の向上を図るため、学業成績及び生活状況に応じた適切な補導を行うものとする。

第4章 補則

(実施細目)

第14条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

(変更)

第15条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1. この規程は、平成6年4月1日から施行する。
2. この規程の変更は、平成9年10月17日から施行し、平成10年4月1日より適用する。
3. この規程の変更は、平成13年7月19日から施行し、平成14年4月1日より適用する。
4. この規程の変更は、平成13年11月26日から施行し、平成14年4月1日より適用する。
5. この規程の変更は、平成20年5月28日から施行し、平成20年4月1日より適用する。
6. この規程の変更は、公益法人の設立の登記の日から施行する。
(平成22年9月30日理事会決議)
7. この規程の変更は、平成30年4月1日から施行する。

奨学生願書

年 月 日

公益財団法人 ウ シ オ 財 団
理事長 牛 尾 治 朗 殿

貴財団の奨学生として採用いただきたく関係書類を添えて
出願致します。尚、以下に記入した事項については相違あり
ません。

写 真

本 人 氏名 _____ 印

身元保証人 氏名 _____ 印

(身元保証人は原則として父母兄弟等で成人を選定すること。留学生は指導教授等)

※以下は必ず本人がすべての事項について記入のこと。書き忘れなど不備がないかよくチェックのこと。

氏名	ローマ字		生年月日	年 月 日
	フリガナ			(満 歳)
	漢 字		性別	男・女
現住所	フリガナ		電話番号	
	〒		() —	
	Eメールアドレス			
家族住所	フリガナ		電話番号	
	〒		() —	
在 学 校高等専門学校 専攻科.....			専攻
	(.....年入学)	現在学年.....年生		
大学.....学部.....学科.....	専攻		
	(.....年入学)	現在学年.....年生		
大学院(修士・博士).....研究科.....			専攻
	(.....年入学)	現在学年.....年生		

自己紹介					
得意科目					
不得意科目					
サークル					
クラブ活動					
趣味・娯楽					
特技・資格					
免許等					
長所・短所					
及び性格					
最近興味を					
持った事柄					
とその理由					
家族の状況		※1 本人を除く、家族全員（祖父母、両親、兄弟姉妹）記入のこと。 ※2 世帯主と記載の家族が同居か別居か、記入のこと。			
※1 氏名	続柄	年齢	※2 同居別居	職業（勤務先）	年収（税込み）
世帯主			—		
合計					

出願理由

(特に奨学金を必要とする事由)

その他選考にあたり知っておいてもらいたい事項 (今後の進路、将来の夢など)
(必ず記入のこと)

研究テーマに関する小論文

研究テーマ:

経済状況報告書

氏名 _____

○年間生計費の内訳（本人1人分についてのもの）

今後1年間の生計費について、計画を立て、下表に記入してください。

収入		支出	
父母より	円	授業料	円
アルバイト	円	勉強費・研究費	円
学生支援機構奨学金	円	食費	円
授業料援助額	円	住居費	円
	円	交通費	円
	円	教養娯楽費	円
	円		円
	円		円
	円		円
合計	円	合計	円

（記入上の注意）

- ・収入と支出の合計金額が一致するように記入してください。
- ・今回申し込む奨学金は収入に算入しないでください。
- （奨学金を受けることができない場合を想定して記入してください。）
- ・授業料免除をうけている場合は、収入の授業料援助欄に免除金額、支出に授業料を算入してください。
- ・自宅通学者は、食費、住居費など一般的に家計から支出されるものについても1人分の金額を算出し支出欄に記入してください。

○その他…特殊事情等があれば記入してください。

平成 年 月 日

公益財団法人 ウシオ財団
理事長 牛尾 治朗 殿

学校名 _____

推薦教授 ※学校長または研究科長に準ずる者

所属・職名

氏 名 _____ 印

指導教授

所属・職名

氏 名 _____ 印

奨学生推薦書

下記の者は、本校に在学し、貴財団の奨学生として、適格と認められますので、
奨学生願書を添えて、ここに推薦致します。

記

1. 氏 名 _____

長 所

短 所

資 質

将来性

困窮度

2. 学部・学科・専攻 _____ 入学年度 _____

3. 推薦する理由

以上

家 庭 調 査 書

申 請 者	所 属	学群 _____ 学類 _____ 年次 _____										
	学籍番号						性別	男・女	現住所	〒 _____ TEL (_____)		
	フリガナ											
	氏 名						家族住所	〒 _____ TEL (_____)				
家 族 及 び 所 得	就 学 者 を 除 く 家 族	続柄	氏 名	年齢	職 業	在職 期間	勤 務 先 名 称	給与所得の収入 金額 (税込)	給与所得以外の 所得金額			
		父				年		万円	万円			
		母					年		万円	万円		
		父または母 死亡・離別の場合 時期 (年 月) 理由 (_____)										
		主たる家計支持者無職等の場合 時期 (年 月) 理由 (_____)										
							年		万円	万円		
							年		万円	万円		
							年		万円	万円		
							年		万円	万円		
	家 計 支 持 者 に ○ 印	別 居 者 に × 印	続柄	氏 名	年齢	学 校 名	設置者別	学校種別	通学別	控 除 額		
本人					筑波大学	国立		※自 宅 自 宅外	万円			
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自 宅 自 宅外	万円			
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自 宅 自 宅外	万円			
						※国公立 私 立	※小・中・高・高専・大学 専修 (高等・専門)	※自 宅 自 宅外	万円			
家 庭 の 特 殊 事 情	特別控除項目		控除有無									
	障害者がいる世帯		※有・無	続柄 () 氏名 () 手帳番号 ()								
	その他											
本 人 の 状 況	家庭からの給付		月額 (千円)				認 定					
	アルバイト		月額 (千円) 内容 ()				総収入金額	① 万円				
	奨学金	受給中	月額 (千円) 団体名 ()				必要経費	② 万円				
		申請中	月額 (千円) 団体名 ()				特別控除額	③ 万円				
	その他の収入		月額 (千円) 内容 ()				総所得金額	④=①-②-③ 万円				
学 業 成 績	評 価	高等学校	5	4	3	2	1	平 均 値	収入基準額	世帯人数	人	
		大学 (院)	A	-	B	C	-			⑤ _____ 万円		
	修得単位数または科目数						家計充足率		⑥=④÷⑤×1.00			

- (注) 1. 太線の枠内を記入し、※印は○で囲むこと。
2. 「給与所得の収入金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額を記入し、所得証明書、源泉徴収票(写)を添付すること。
(父と母が給与所得者の場合は父と母両方添付すること。年金受給者の場合は年金振込通知書(写)。失業者は雇用保険受給資格者証(写)。
3. 「給与所得以外の所得金額」欄は、申請の前年1年間の収入金額から必要経費を控除した金額を記入し、確定申告書(写)等を添付すること。
(父と母が確定申告をしている場合は父と母両方添付すること。)
4. 「家庭の特殊事情」欄について、障害者のいる世帯については障害者手帳(写)、その他については証明するものを添付すること。
5. 「学業成績」欄については、1年次生(編入学生を含む。)にあつては出身学校の成績を記入(科目数で平均値を算出)し、成績証明書を添付すること。2年次以上の者にあつては、前年度までの成績(修得単位数で平均値を算出)を記入し、成績証明書を添付すること。